

## 2019 年度 発達障がい者支援施策の実施方針

長野県発達障がい者支援対策協議会

## 1 課題

県では、平成 24 年 1 月の「発達障害者支援のあり方検討会報告書」を踏まえ、発達障がいの早期発見・早期支援、ライフステージを通じた切れ目ない一貫した支援体制の整備等を行ってきた。その結果、市町村の乳幼児期健診における M-C H A T 導入率の増加や、発達障がいサポート・マネージャーの全圏域配置による支援者支援の実施など、一定の成果を挙げてきたが、一方で以下のような新たな課題も見えてきた。

- (1) 教員等の知識、対応力向上の必要性
- (2) 発達障がい者の自立・就業に対する更なる支援の必要性
- (3) 発達障がい者やその家族に対する周囲のフォロー、理解の不足
- (4) 発達障がいを診療できる医師の不足

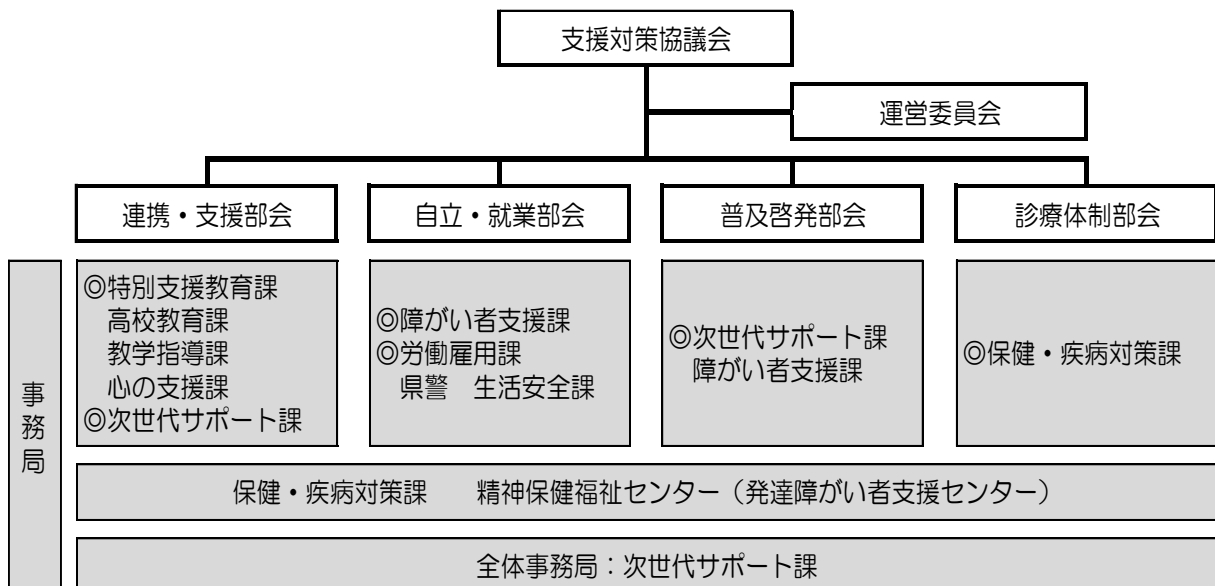
そこで、これらの課題に対応していくため、「発達障害者支援のあり方検討会報告書」の枠組みを見直すとともに、今後の支援体制を新たな課題に対応する形へと転換していく必要がある。

## 2 新たな課題に対応していくための体制

「発達障害者支援のあり方検討会報告書」の枠組みを見直し、今後の支援体制を新たな課題に対応する形へと転換していくにあたり、現行の発達障がい者支援対策協議会の体制を新施策の協議にふさわしい体制へと刷新していく必要がある。

- (1) 共に教育委員会との関わりがある連携推進部会・支援力向上部会を統合する。
- (2) 新たに自立・就業支援を担当する部会を設立する。
- (3) 各部会の事務局を部会検討事項と最も関係が深い課にすることにより、部局横断的に施策の協議を行う。

## 【組織図】



### 3 新たな施策の柱

「発達障害者支援のあり方検討会報告書」では、「全般的な分野の専門家の配置」、「情報共有のための環境整備」、「専門的な支援技術の強化」、「社会の理解と協力を促すための普及啓発」、「発達障害診療の体制整備」の5つを施策の柱としてきた。

新体制においては、発達障がいサポート・マネージャーからの提言および発達障がい者支援対策協議会での委員意見を踏まえ、以下の4つを施策の柱とし、各部会で検討を深めていく。

- ① 幼児教育・保育・学校等のすべての教員や各種相談担当者の基礎的知識と対応力向上  
⇒ 連携・支援部会
- ② 一般就労を視野に入れた働く職場の拡大、司法分野の理解力向上  
⇒ 自立・就業部会
- ③ 発達障がい者やその家族に対する、周囲のフォロー体制の充実・理解の促進  
⇒ 普及啓発部会
- ④ 専門医の確保等による診療体制の更なる充実  
⇒ 診療体制部会

また、各部会の検討項目詳細は、下表のとおりとする。

#### 【各部会の検討項目詳細】

部会名	検討項目
連携・支援部会	発達障がいサポート・マネージャー、学校等との連携強化、 専門職の人材育成、放課後支援、 保育士の発達障がい児への対応力向上研修 <u>乳幼児健診の現状確認及び幼児教育への連携のあり方</u> <u>教育と医療の連携（ライフステージごとの診療のポイント）</u> 等
自立・就業部会	就業支援（ジョブコーチ等）、就労支援研修会、 <u>ひきこもり等に対する社会自立に向けた支援（居場所プロデュース）</u> <u>企業に対する支援及び理解啓発</u> 司法・警察との連携 等
普及啓発部会	一般市民への普及啓発、 基礎自治体（市町村）の相談窓口の基礎的理解の向上、 家族支援（ペアレント・トレーニング等）、 ペアレント・メンター、わたしの成長・発達手帳の普及、 発達障がい者サポーター養成講座による理解啓発及び講師の育成 <u>乳幼児期の保護者に対する理解啓発、</u> <u>発達障がい児者における医療と教育と福祉の合同研修会</u> <u>世界自閉症啓発デー</u> 等
診療体制部会	発達障がい診療地域連絡会による診療体制の整備、 発達障がい専門医及び診療医の育成、 発達障がいかかりつけ医研修、 子どものこころ診療ネットワーク事業 等